

○ 環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照文  
 ○ 環境影響評価条例施行規則（平成十一年宮城県規則第五号）（抄）

<p>改正後（新）</p>	<p>環境影響評価条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">〔平成十一年二月四日〕 〔宮城県規則第五号〕</p> <p>目次から第二条（略）</p> <p>（条例第二条第二項第十号の規則で定める事業）</p> <p>第三条 条例第二条第二項第十号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 土、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利の採取場の新設又は増設の事業</p> <p>二 条例第二条第二項第四号及び第六号から第九号までに掲げる事業のうちの上を併せて行う事業（同一事業者が実施する場合に限る。以下「複合事業」という。）</p> <p>三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物のうち風力を原動力とする発電用のもの（以下「風力発電所」という。）及び火力（地熱を利用するものを除く。）を原動力とする発電用のもの（以下「火力発電所」という。）の設置又は変更の工事の事業</p> <p>第四条から第七十一条（略）</p> <p>附則（略）</p>
<p>改正前（旧）</p>	<p>環境影響評価条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">〔平成十一年二月四日〕 〔宮城県規則第五号〕</p> <p>目次から第二条（略）</p> <p>（条例第二条第二項第十号の規則で定める事業）</p> <p>第三条 条例第二条第二項第十号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 土、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利の採取場の新設又は増設の事業</p> <p>二 条例第二条第二項第四号及び第六号から第九号までに掲げる事業のうちの上を併せて行う事業（同一事業者が実施する場合に限る。以下「複合事業」という。）</p> <p>三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて、風力を原動力とする発電用のもの（以下「風力発電所」という。）</p> <p>又は変更の工事の事業</p> <p style="text-align: right;">の設置</p> <p>第四条から第七十一条（略）</p> <p>附則（略）</p>

別表第一（第二条、第四条関係）

備考 略	業る掲げ第十項第二例			一 九 略	事業の区分
	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業		
	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業	略	第一種事業の要件
	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業	略	第二種事業の要件

ト 火力発電所の変更の工  
事の事業（出力が七万五  
千キロワット以上増加す  
るものに限る。）

ヘ 火力発電所の設置の工  
事の事業（出力が七万五  
千キロワット以上である  
ものに限る。）

火力発電所の変更の工事の事  
業（出力が三万キロワット以  
上七万五千キロワット未  
満であるものに限る。）

別表第一（第二条、第四条関係）

備考 略	業る掲げ第十項第二例			一 九 略	事業の区分
	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業		
	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業	事 業 に 掲 げ る 事 業	略	第一種事業の要件
	略	略	略	略	第二種事業の要件

別表第二（第七条、第四十三条関係）

第十 条第二 号	第十 条第二 号	第十 条第二 号	第十 条第二 号	第十 条第二 号		第十 条第二 号
				第十 条第二 号	第十 条第二 号	
略	略	略	略	略	略	略

備考  
略

別表第三（第三十六条、第五十条関係）

第十 条第二 号	第十 条第二 号	第十 条第二 号
略	略	略

別表第二（第七条、第四十三条関係）

第十 条第二 号	第十 条第二 号	第十 条第二 号	第十 条第二 号	第十 条第二 号		第十 条第二 号
				第十 条第二 号	第十 条第二 号	
略	略	略	略	略	略	略

備考  
略

別表第三（第三十六条、第五十条関係）

第十 条第二 号	第十 条第二 号	第十 条第二 号
略	略	略

対象事業の区分		備考略		
		別表第四 (第五十六条関係)	備考略	第二十条に掲げる事業
一〇二略	略	略	略	略
十三 別表第一の十の項のへ又は下に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 1 3 略 4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定による協議、第二十一条第一項の規定による届出、同条第五項の規定による通知、第二十六条第一項の規定による届出、同条第五項の通知又は第二十八条第一項の規定による届出
原動力についての汽力	置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		

対象事業の区分		備考略		
		別表第四 (第五十六条関係)	備考略	第二十条に掲げる事業
一〇二略	略	略	略	略
一〇二略	略	略	略	略
一〇二略	略	略	略	略



年間燃料使用量	ばい煙の時間排出量	煙突の高さ	温排水の排出先の水面 又は水中の別	放水口の位置
年間燃料使用量が十パーセント 以上増加しないこと。	ばい煙の時間排出量が十パーセ ント以上増加しないこと。	煙突の高さが十パーセント以上 減少しないこと。		放水口が百メートル以上移動し ないこと。